

川崎市鷺沼駅周辺再編整備公共機能検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鷺沼駅周辺再編整備における公共機能に関する調査検討を行うため、川崎市鷺沼駅周辺再編整備公共機能検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 区役所、市民館、図書館等の移転可能性を含め、鷺沼駅周辺再編整備に導入する公共機能に関すること。
- (2) 公共交通による駅アクセスの向上に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、座長、副座長及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 座長は、まちづくり局に属する事務を担当する副市長とし、副座長は他の副市長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 検討会議を補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 幹事長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(部会)

第6条 検討会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、その結果を検討会議に報告するものとする。
- 3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 検討会議及び幹事会の庶務は、まちづくり局及び市民文化局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員	総務企画局長 財政局長 市民文化局長 経済労働局長 まちづくり局長 建設緑政局長 宮前区長 交通局長 教育次長
----	---

別表2（第5条関係）

幹事長	まちづくり局市街地整備部長
副幹事長	市民文化局コミュニティ推進部長 宮前区役所副区長 教育委員会事務局生涯学習部長
幹事	総務企画局都市政策部企画調整課長 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長 財政局財政部財政課長 財政局資産管理部資産運用課担当課長 市民文化局市民生活部企画課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 経済労働局産業政策部企画課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長 建設緑政局総務部企画課長 宮前区役所まちづくり推進部企画課長 交通局経営管理部経営企画課長 教育委員会事務局総務部企画課長 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課担当課長